

## 令和5年度犬猫殺処分ゼロ推進活動補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、犬猫殺処分頭数の減少を図るため、令和5年度茨城県犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定する団体等が行う「犬猫殺処分ゼロ推進活動」（以下「補助事業」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

### (補助事業及び補助対象事業者)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、選定委員会で選定された事業とし、補助事業者は、当該事業を実施する団体等とする。

### (補助額)

第3条 補助額は1団体につき上限50,000円とする。ただし、市町村動物愛護協議会については、審査により、1団体につき上限300,000円まで補助する。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

### (暴力団排除)

第5条 茨城県暴力団排除条例第7条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 同条例第2条第1号に規定される暴力団
- (2) 同条例第2条第2号に規定される暴力団員
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員等のうち前号に該当する者がある場合
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に該当する場合
- (5) 犬又は猫の飼養施設が、同条例第2条第5号に該当する場所にあると判明した場合

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下、「補助活動者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを茨城県警察本部長に対して確認を行うことができる。

3 知事は、補助活動者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (補助金の交付決定)

第6条 県は、補助事業者から提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取り下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を大幅に変更もしくは廃止しようとするときは、変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

2 知事は補助事業者から第1項の変更申請を受けた時は、申請内容を審査し、変更を承認する場合には、変更承認通知書(様式第4号)により、当該事業者に通知しなければならない。

3 知事は補助事業者から第1項の廃止申請を受けた時は、申請内容を審査し、廃止を承認する場合には、廃止承認通知書(様式第5号)により、当該事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 本事業に要する補助金は、知事が必要と認める場合は、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払申請書(様式第6号)を県に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、事業完了後1ヶ月以内又は、令和6年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を県に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により概算払を受けたときは、実績報告書提出の際、概算払清算書(茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)様式第102号)を提出して清算しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(決定の取消し)

第12条 補助活動者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第16条の規定により、知事は補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要項に違反したとき。

(2) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律又は茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に違反したとき

(3) 前号の他、重大な法令違反又は令和4年度茨城県犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業実施要項の目的にふさわしくない非行があったとき。

(返還命令)

第13条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 精算額が交付額より少ないとき

(2) 前条により、決定の取消しとなった場合において、既に補助金の交付を受けているとき

(帳簿等の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿等を備えて、その出納を明らかにし、当該関係帳簿を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の納付)

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助事業を実施するものが全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

なお、この場合において、当該消費税又は地方消費税の仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第16条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。